

外れ馬券一審も「経費」

大阪高裁 課税の控除認める

独自の競馬予想ソフトを駆使してネットで馬券を大量購入していた男性の脱税事件で、外れ馬券が「経費」として控除されるかどうかが争われた裁判の控訴審判決が9日、大阪高裁であった。米山正明裁判長は「外れ馬券の費用も経費に含めるべきだ」と述べ、課税額を大幅に減額して懲役2カ月執行猶予2年（求刑懲役1年）とした一審・大阪地裁判決を支持。検察側の控訴を棄却した。

判決を受けたのは、2007～09年に計約28億7千万円を賭けて得た30億円余りの払戻金を申告せず、5億7千万円を脱税したとして所得税法違反罪に問われた大阪市の元会社社員男性（40）。

課税額が「利益」の4倍にもなった被告側は、競馬の払戻金は外れ馬券の購入費（約27億4千万円）を経費に計上できる「雑所得」にあたることを主張。国税庁の通達に基づき払戻金を円を超えると確定申告が必要になり半額に課税される。

雑所得は給与所得や事業所得など、どの所得区分にも当てはまらない所得で、年間収入から全損失を経費として差し引ける。

「一時所得」とする検察側と争っていた。

米山裁判長はまず、「営利目的の継続的行為」として雑所得とみなされる基準について、「回数や頻度、規模も当然考慮に入れるべきだ」と指摘。そのうえで、男性が5年間にわたり週末の全レースを対象に機

被告男性 「常識的な判断」

「常識的な判断をしていただいで大変うれしい。検察官には上告はもう断念していたきたい」

判決後に会見した弁護人の中村和洋弁護士は、判決を受けた男性被告のコメントを読み上げた。

国税当局が外れ馬券を経費と認めない根拠は197

0年の国税庁通達だ。だが現在、中央競馬ではネットによる馬券購入が売上総額の約6割を占め、予想ソフトによる大量購入も可能となった。判決もこうした変化をふまえて画一的な運用は「実態に即さない」と指摘しており、国税局OBのある税理士も「通達は時代

械的に賭けて利益を得ようとした実態を重視。男性が得た払戻金は雑所得に当たり、脱税額は5200万円にとどまると結論づけた。

検察側の「払戻金は偶然に左右される『一時所得』で、控除できるのは直接経費にあたる当たり馬券の購入費（1億3千万円）だけだ」との主張は退けた。

さらに、国税庁の通達についても言及し「画一的に一時所得とすることは、被告のような購入行為を想定するとむしろ実態に即さない」と述べた。（阿部峻介）

遅れ」と話す。

一方、馬券の売り上げの10%は国庫納付金になっており、2013年度の納付額は約2500億円だっ

た。税法が専門の三木義一・青山学院大教授は「宝くじは売り上げの約4割、サッカーくじは約3割が公共目的に使われているため非

課税だ。競馬の払戻金も国庫に納める割合を上げたうえで非課税にしてもよいのではないか」と話している。（采沢嘉尚）